マルクス・レーニン主義通信
月刊1部200円
共産主義者同盟（全国委）
マルクス・レーニン主義派
編集発行人　目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替　横浜9—3719

今こそ社会主義的労働運動へ前進せよ

一一月二〇日の全民労連（連合）発足を前に、一九九〇年「全的統一」に向けた労働戦線の帝国主義的再編が急ピッチで進んでいる。同盟、中立労連は「連合」結成にあわせて解散することを決定し、総評も九〇年解散を決めた。先進的労働者は、このような情勢をチャンスに転化し、社会主義的労働運動を構築する活動に勢力を傾注しなければならない。

解散を決定した総評大会

七月一四日から四日間にわたって、総評の第七十七回定期大会が開催された。「労働戦線の全的統一を実現し、先進国にふさわしい生活、民主的な社会、平和な世界を築き上げよう」をメイン・スローガンにした大会は、「全的統一」―総評解散の目標年次を一九九〇年とする運動方針を採択したのであった。

「労働戦線統一へ向けて総評が決定的な一歩を踏み出す大会」「労働戦線統一を私どもの手で実現するために総評の総意を固める大会」（黒川議長あいさつ）は、これまでの低調さとはうってかわって、労戦統一問題について論議が集中した。それは大きく三つの立場に分けることができる。

第一の立場は、全港湾が共同提案した修正案に代表されている。それは、「全的統一」の目標年次を「一九九〇年」から「一九九〇年ごろ」に変更することを求めたものであり、新聞労連、全印総連、全林野、全水道が賛意を示すか近い内容の発言を行った。

しかしながら、①見切り発車にならないよう最大の努力をする②官民統一の姿については更に検討する③国際自由労連との関係強化は進めるが単産事情を無視した一括加盟はしない、などの真柄事務局長の答弁をうけて、修正案は取り下げられたのである。

第二の立場は、国労、全港湾が共同で提案した修正案に代表されている。それは、「全的統一」の目標年次を「一九九〇年」から「一九九〇年ごろ」に変更することを求めたものであり、新聞労連、全印総連、全林野、全水道が賛意を示すか近い内容の発言を行った。

しかしながら、①見切り発車にならないよう最大の努力をする②官民統一の姿については更に検討する③国際自由労連との関係強化は進めるが単産事情を無視した一括加盟はしない、などの真柄事務局長の答弁をうけて、修正案は取り下げられたのである。

第二の立場は、この立場に基づいてもたれた「総評労働運動の歴史と伝統を守り、継承・発展をめざす七・六集会」にも表れている。すなわち、「継承・発展」の中身がきわめて不明確で、総評左派の地位に甘んじているのである。彼らは、社会党を分裂し独立する可能性はほとんどなく、社会党・総評の枠組にとどまらざるをえない。

そして今大会は、総評内で総評左派が闘う余地がなくなったことを示している。

第三の立場は、労戦線統一方針に全面反対の修正案を提出した、運輸一般、全日自労建設一般、国公労連の統一労組懇系四単産である（統一労組懇については次項で詳述）。

これに対して真柄は、「統一を求めて選別反対というのと、統一に反対して自ら選別されるのとは扱いが違ってくる」と答弁し、修正案は採決の結果、賛成少数で否決された。

三つの立場が共存し対立している日教組は、会場で代議員同士がいがみあい、主流右派が賛成、主流左派が保留、反主流派（日共系）が反対という三

夏期一時金の圧倒的カンパを

本号の内容
国鉄労働者の現状とその課題　／4頁
天皇・皇族の訪沖を許すな　／5頁
税制改革法案を粉砕せよ　／6頁
新行革審による緊急答申　／6頁
戦後労働運動の総括のために⑨　／7頁
東芝機会ココム違反事件について　／8頁

「階級的労働運動」とは何か

分解をさらけ出した。

採択された運動方針では、「継承すべき総評の財産」として「憲法、国民主権、平和、基本的人権」があげられているが、ナショナルセンターの内実とは切り離された「社会党を支持し強める会」や「平和センター構想」などの「継承機構」に集約され、単なる集票政策にすぎないものとなった。

また、民間の大産別部会に対応したものとして「官公労部会」を設定したが、これは、「連合」を統一ナショナルセンターの母体として認めるところまで後退したことを示している。

かくして、一一月二〇日の「連合」結成から、一九九〇年の「全的統一」—総評解散のレールは敷かれた。「連合」は、労資協調主義を柱とした同盟・JC労働運動を継承・発展させ、資本主義とブルジョア社会の安定と、「国際国家」化の中での独占資本とその国家の対外権益の防衛・拡大とを公然と掲げている、文字通りの帝国主義的労働運動の推進者にほかならない。総評は、自らの組合主義が必然的にもたらす腐敗の進行とともに自壊し、帝国主義的労働運動へと合流していかざるをえなかった。日本労働運動は、「産報」化への新たな結節点を迎えんとしているのである。

「岩井構想」と統一労組懇総会

帝国主義的労戦統一に反対を表明しているものとして、「岩井構想」と統一労組懇をとりあげて検討しよう。

太田薫らとともに労研センターを運営してきた岩井章は、(1)「階級的戦闘的ナショナルセンターの骨格（私案）」（『国際労働運動』五月号）と(2)「新しい連絡組織にむけて討議を深めよう」（同七月号）という二つの提案を発表している。

(1)は、総評の「再建・再生の可能性は殆どなくなってしまった」という認識の下に、「われわれの決断がなければ、日本の労働運動は労資協調路線の流れと統一労組懇の二潮流になってしまう」、「社会党左派、社民左派、無党派左派の労働者のよって立つべき拠点がなくなってしまう」と判断し、「われわれが目ざす戦闘的階級的連合体（新生総評ともいうべきもの）は社会党左派と共産党系、更には無党派左派の労組活動家を軸とした統一体である」と述べている。

(2)では、「現状に対して、われわれにも選択の道は二つある。右傾化路線に反対しつつ、少数派として体制内の批判勢力にとどまるのが一つ、もう一つは、批判する組合と労働者が共同グループと組織を作って、自ら正しいと信ずる行動をとる道である。今、われわれは後者の道をとることにしたい。……活動の根拠地をもたないわれわれは、ここで活動の根拠地としてのグループ活動の組織体を作る必要がある」と述べ、その組織体を「総評の解体に反対し、まともな組合をめざす全国労組連絡会（全労連）」とし、「このグループ組織の母体として考えるのは労研センターである。今日の個人加盟の現状を労働組合の組織加盟をもってるものに発展させる」と主張している。

ここに示されている「岩井構想」は、今すぐにではないにしても、新たなナショナルセンターを志向するものであることは疑いないであろう。そして、現在進行している「全的統一」への動きが、戦闘的部分を排除して進められていることからして、排除される戦闘的部分が結集する一定の必然性はある。そのことが、「連合」に反対だが統一労組懇もいやだという活動家をひきつけることにもなっている。

しかしながら、右記した一定の必然性は、左派活動家、左派組合がすべて新たなナショナルセンターに結集すべきだという主張の正当性を意味しない。我々は、第四インターなどのように、「新しい左派ナショナルセンターに踏み出そう」（『世界革命』一〇〇一号）と呼びかけることはできないことを強調する。総評や「連合」から分裂して新しいナショナルセンターを作るべきかどうかは、「岩井構想」の中で見たような政治力学主義に基づいて判断すべきではない。労働組合運動の利益という観点に自らを閉じ込めるのではなく、労働運動の利益という観点から評価しなければならないからである。

しかも、岩井が構築しようとしている運動の内容は、「総評の解体に反対」「新生総評」などの言葉が示すように、過去の総評労働運動の継承を超えるものではない。

そこでは、戦闘的と言われた総評が何故に自壊したのか、左翼的組合ともくされていた国労の多くが何故に鉄産総連に走り、残った国労が何故に日和見主義的動揺を余儀なくされているのか、ということなどについての真剣な総括が欠落している。

この間の事態の推移は、むしろ、総評や「連合」と「社会党左派と共産党系」との間に境界線を引くことはできないということを教えているのではないか。実際、日和見主義的な小ブル政党としての日共のセクト主義が貫かれている統一労組懇との「統一体」を可能と考えることができるであろうか。まず決定的に境界線を引かなければならないのは、自然発生的労働組合運動、組合主義的労働運動と社会主義的労働運動との間、日和見主義的・社会愛国主義的潮流と革命的・国際主義的潮流との間なのである。

統一労組懇は、七月二六〜二八日の三日間にわたって年次総会を開催し、「階級的ナショナルセンター確立の展望と骨格」（以下、「展望と骨格」と略す）なるものを採択した。そのナショナルセンター確立のもくろみは、金子共産党書記局長があいさつで「統一労組懇が日本の労働組合運動の中核として、政治革新の中核として、大きく前進していただきたい」と述べたように、統一労組懇を母体としたものであり、「階級的ナショナルセンターの確立を指向する左派組合の新たな動きもはじまっている」（「展望と骨格」）というごとく、「岩井構想」などをもそれに取り込まんとするものにほかならない。はたして太田薫は、あいさつで「組合の主体は統一労組懇に移った」ともちあげたのであった。

はたしてこれは、「階級的ナショナルセンター」と呼ぶに価するものであろうか。

「展望と骨格」は、「この原則にもとづいて階級的ナショナルセンターを確立することが、総評の

帝国主義的労戦統一と闘う

解体を目前にして、今日つよくもとめられている」と述べている。

「この原則」とは、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求での行動の統一」という「三つの原則」のことである。これにあるのはブルジョア自由主義・改良主義であって、何ら「階級的」なものではない。

また、「共通の要求・課題」として次のことが列記されている。煩雑になるが引用しておこう。

「賃金の引き上げを軸とする国民春闘の再構築」

「マル優廃止・新型間接税導入反対、所得税大幅減税、大企業優遇税制是正」

「産業〝空洞化〟政策と首切『合理化』反対」

「臨調『行革』・地方『行革』反対、軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

「臨教審路線反対、民主的教育要求の実現、国家機密法反対」

「日本農業と農民のくらしを守れ」

「核戦争阻止、核兵器の緊急廃絶」

「日米安保条約の廃棄、軍事基地の撤去」

これらすべてに一致することができるのは共産党（員）およびその同調者だけであることは言うまでもない。にもかかわらず、これらの一致を労働組合やナショナルセンターの条件とすることは、度しがたいセクト主義なのである。しかもこれらの要求は、徹底して小ブルジョア的なものである。

どのような闘いが必要なのか

帝国主義的労戦統一反対を口にする人々は、「階級的〇〇」という言葉をもって自らのよりどころとしている。岩井であればそれは総評の再生というような内容であり、統一労組懇は日共的であることをその中身とし、また、新左翼も諸党派それぞれに固有の意味をもたせている。

以前にも述べたように、右のような状況であるが故に我々は「階級的労働運動」という言い方をしないが、もしそう言うとすればそれは、「特定の政治的理想と社会主義的理想のための特定の政党の闘争」（レーニン『われわれの当面の任務』）となった労働運動を意味する。共産主義政党による宣伝・煽動・組織化の活動だけが労働者の自然発生的な闘争を全階級の闘争に発展させることができる。

今日の「連合」から「全的統一」という流れは、「労働者を分裂させ、労働者のあいだで日和見主義を強め、労働運動の一時的退廃をうみだすという帝国主義の傾向」（『帝国主義論』）のあらわれである。このことから、さしあたって次の二点のことを言うことができよう。

第一に、「連合」―「全的統一」との闘争は、日本帝国主義を打倒する闘争を結びつかないかぎり制限されたものにとどまるということである。

第二に、労働組合（運動）の分裂が不可避であるとすれば、それに左右されない労働者の真の統一と団結をかちとらなければならないということである。そのためには、帝国主義的労働運動・労戦統一との闘争を、「左派ナショナルセンター」創出の運動と等置する考えに、我々は反対する。それはサンジカリズムという明確な政治思潮であり、労働運動と社会主義の結合、プロレタリア政党の建設を放棄するかその第一義性、緊要性を否定するものだからである。ナショナルセンターがなければ労働者は闘えないというような幻想は、すてなければならない。プロレタリア革命政党を創出しえなかった時、ナショナルセンターがあっても労働者の闘争が自然発生性を脱却しえなかったことは、産別や総評の歴史が証明している。プロレタリア革命政党が存在するならば、例えナショナルセンターがなくても、労働者の闘いを革命的に前進させることができる。我々が「よって立つべき拠点」「根拠地」とは、まず何よりも党組織なのである。確固たるプロレタリア革命政党の闘争と運動が大きく前進し、その党と労働組合の接近が深く広範にかちとられるようになった際には、ナショナルセンターも客観的に必要となり、また巨大な役割をはたすであろう。

今、先進的労働者がなさねばならないのは、組合の離合集散に一喜一憂するのではなく、あらゆる職場、組合のなかで、日和見主義との分裂の不可避性と必要性を大衆に理解させ、日和見主義との断固たる闘争によって大衆を革命へ訓練し、大衆を共産主義の側に獲得する活動をうむことなく遂行することである。このような活動こそが、労働運動と社会主義を結合する活動、社会主義的労働運動を構築する活動と呼ぶにふさわしい。そして、労戦統一をめぐって論議が沸騰している現在は、総評の歴史的教訓や外国の労働運動の経験の紹介などを通してこのような活動の第一義性を説明するチャンスともいうことができる。

労働組合の戦闘性を維持し、さらに広く組織しようとしている先進的活動家の努力は、現在、必要かつ重要なことであり、わが同盟はそれに助力することにやぶさかではない。たが、わが同盟はさらに呼びかける、その努力を系統的におこない実らせるためにも、そのような活動だけでなく、プロレタリア革命政党を建設する活動に自らを組織せよ、と。

以上のような活動は、革命政党によってのみ十全に遂行できる。帝国主義的労働運動・労戦統一との闘争を、「左派ナショナルセンター」創出の運動と等置する考えに、我々は反対する。それはサンジカリズムという明確な政治思潮であり、労働運動と社会主義の結合、プロレタリア政党の建設を放棄するかその第一義性、緊要性を否定するものだからである。ナショナルセンターがなければ労働者は闘えないというような幻想は、すてなければならない。プロレタリア革命政党を創出しえなかった時、ナショナルセンターがあっても労働者の闘争が自然発生性を脱却しえなかったことは、産別や総評の歴史が証明している。プロレタリア革命政党が存在するならば、例えナショナルセンターがなくても、労働者の闘いを革命的に前進させることができる。我々が「よって立つべき拠点」「根拠地」とは、まず何よりも党組織なのである。確固たるプロレタリア革命政党の闘争と運動が大きく前進し、その党と労働組合の接近が深く広範にかちとられるようになった際には、ナショナルセンターも客観的に必要となり、また巨大な役割をはたすであろう。

今、先進的労働者がなさねばならないのは、組合の離合集散に一喜一憂するのではなく、あらゆる職場、組合のなかで、日和見主義との分裂の不可避性と必要性を大衆に理解させ、日和見主義との断固たる闘争によって大衆を革命へ訓練し、大衆を共産主義の側に獲得する活動をうむことなく遂行することである。このような活動こそが、労働運動と社会主義を結合する活動、社会主義的労働運動を構築する活動と呼ぶにふさわしい。そして、労戦統一をめぐって論議が沸騰している現在は、総評の歴史的教訓や外国の労働運動の経験の紹介などを通してこのような活動の第一義性を説明するチャンスともいうことができる。

労働組合の戦闘性を維持し、さらに広く組織しようとしている先進的活動家の努力は、現在、必要かつ重要なことであり、わが同盟はそれに助力することにやぶさかではない。たが、わが同盟はさらに呼びかける、その努力を系統的におこない実らせるためにも、そのような活動だけでなく、プロレタリア革命政党を建設する活動に自らを組織せよ、と。

国鉄労働者の現状とその課題

四月一日の国鉄分割・民営化以降、四カ月余りを経過した。国鉄新会社（JR）による戦闘的労働者一掃という攻撃は続行されており、その意味で国鉄闘争はまだ続いている。すべての労働者は、この国鉄闘争への支援をいっそう強化していかなければならない。

動労・鉄労の亀裂と解散

七月七～八日の動労（国鉄動力車労働組合）第四十四回大会、七月一六～一七日の鉄労（鉄道労働組合）第二十一回大会は、ともに組織の解散を宣言した。

動労大会で委員長松崎は、「動労は今大会をもって解散する。JRの一会社一組合をつくることは社会に誓ったのだから、どんな困難があっても前進したい」と、鉄道労連による組合統一をめざすことを強調した。

JR東日本の住田社長が「新会社が順調に推移しているのはみなさま方のおかげ」とあいさつしたように、動労・革マル派は、国鉄分割・民営化の文字通りの尖兵となってきたし、現在もその役割をはたしている。動労・革マル派の推進する「一会社一組合」路線とはいかなるものなのか、松崎が勝共連合の機関紙（！）『世界日報』（七月一四日付）に語った言葉をもって示そう。

「この中（新たな共同宣言）には当然……『ストはしない』という条件が私は望ましいと思っています。労使協力、労使対等で目的は黒字企業にすること……最大の使命は会社の公約を果たすことだと思います」

「ヨーロッパとかアメリカに行くと、組合の委員長室に必ず国旗があるが、なぜ日本にはないんだ。おかしいじゃないか。……労働運動がやたらと革新革新と言いますけれども、国旗を掲げないのが革新なのかと、会社の旗も掲げてないんですよね。やっぱりおかしいねと、そのあたりを、赤旗だけを掲げてきたのを革新だという錯覚から一早く脱却すべき時機に来ている」

説明はいらないであろう。「企業一家」「産業報国」そのものである。

鉄労大会も、「一企業一組合の実現という目標」の下で解散し、全組合員が鉄道労連に加盟することを決めた。だがこの決定は、七月二日の臨時拡大中央委における鉄道労連脱退方針から、わずか二週間での転換なのである。この間の事情を志摩組合長は、「労連を基軸にしようとした会社側の締め付けも厳しく、地方の対応がバラバラになり、早期に統一した対応を取るべきだと考えた」と説明した。

この発言は、鉄道労連が御用組合にほかならず、資本の意志には逆らえないことを暴露している。それ以上に次の点を確認しなければならない。

動労と鉄労の亀裂、鉄労の動揺をうみだした最大の要因は、国鉄分割・民営化によっても「一会社一組合」が達成されなかったこと、すなわち、分割・民営化に反対する国労や動労千葉・動労総連合が少数派になったとはいえ確固として残り、闘い続けていることである。

もうひとつの要因は、首がつながることだけを願ってきた鉄道労連下の労働者にとっても、新しい職場は地獄であることがはっきりしてきたことである。先の要因は、これらの労働者がひとつの屈伏がとめどない屈伏につながることを自覚するのを助ける。

ここに資本とその労働代官たちのアキレスけんがあり、このことを見据えて闘いを前進させていく必要がある。

出向攻撃と闘いぬけ

四月一日以降も、国労組合員を主要目標とした大規模な配転攻撃が続けられ、〝第二のJR〟を新設し、その間でのタライ回しなどによって、組合機能は解体的状況に陥ったが、本来業務のとりあげは保安に大きな影響が出ている。

また、「国労をやめなければ業務からはずす」とのおどしや、「JRバッヂ」強制に対抗して「国労バッヂ」で闘う組合員への処分などの不当労働行為が横行し、六月一三日と七月一日に二人の国労組合員が自殺に追い込まれているのである。

これらの配転攻撃や不当労働行為のよりどころとなっているのが、労働協約、就業規則にほかならない。動労・鉄労や全動労のみならず国労も九州を除いては四月に締結した労働協約は、「労使共同宣言」の継続であり、「健全な労使関係を確立し、もって社業の発展をはかることを目的とする」もので、団交、組合活動、争議行為などを著しく制限している。そして具体的な労働条件は、四月一日以前に一方的に制定された就業規則によって決められているのである。

現在、攻防の焦点となっている出向攻撃も、「会社は、業務上の必要がある場合は、社員に転勤、転職、昇職、降職、昇格、降格、出向、待命休職等を命ずる」「社員は、前項の場合、正当な理由がなければこれを拒むことはできない」という就業規則を根拠としている。

出向攻撃は国労の組織率が三割をこえる東日本会社で顕著で、六月からの三次にわたる発令により二百七十四人の国労組合員に出向が強制され、これは全出向者の七〇％にあたる。まさに国労つぶしを目的としたものであり、出向先労働者の玉突き解雇をともなうことは確実であろう。

この出向攻撃は、「出向は命令できない。本人の同意が必要である」という政府見解や判例まで踏み破り、かつ、栃木、千葉、神奈川、東京など八地方労働委員会の出向保留の勧告を無視して強行されている。そして会社当局は、「八千から一万といわれる余剰人員は、新会社の経営の根幹を揺るがしかねない重大問題」「『温室の者』を木枯らしや酷暑の環境において意識改革を行う」「極力、分散配置する」等とうそぶいているのだ。

出向攻撃に対して国労本部は、「出向命令には従い、出向先で闘う」と屈伏方針をとっており、九月二日からの国労大会の運動方針第一次草案でも「団体交渉の強化と第三者機関の活用をはかることを中心にたたかう」としている。地労委勧告などを武器とすることも必要である。だが、出向に反対する実力闘争を組織することが先決ではないか。そのことによって地労委勧告などをも武器とすることができるのではないか。動労千葉はストライキで闘う方針を決定している（七月一八日）。国労新橋支部の組合員は本社前の座り込みを貫徹し（七月一三日）、このような下部の突き上げによって国労東京地本は、「第三次の出向を強行するならば出向拒否もありえる。ストライキで闘う体制をつくる」との方針を打ち出さざるをえなかった。

国労の先進的活動家は、自らの生活と闘争を守るために、出向攻撃に断固たる反撃を組織していかなければならない。そのことは、九月で切れる労働協約の部分的改定に闘いをわい小化せんとしている協会派や日共の日和見主義的指導をとびこえ、無協約状態をも辞さない闘争態勢を不可欠とする（現に、動労千葉や国労九州は労働協約を拒否して闘っている）。国労のこれまでの組合主義と完全に手を切ることが要求されているのである。このような質を内包した出向攻撃粉砕闘争が構築されるならば、動労千葉などの戦闘的労働者との団結を固め、鉄道労連や鉄産総連の下にいる労働者を獲得することも可能となるであろう。

すべての自覚した労働者は、JR各社の攻撃を労組法改悪攻撃などの先取りであり「産報」化につながるものとして暴露し、右記した国鉄労働者の闘いに最大限の支援を送らなければならない。

天皇・皇族の訪沖を許すな

天皇ヒロヒトの訪沖の日程が決まった。一〇月二三日に沖縄に上陸し二七日まで、これまでの三泊四日以内をこえる四泊五日のあいだ、沖縄に滞在するのである。また、これを前後して、夏季大会への出席を機にヒロノミヤが九月一九日から二二日まで沖縄に滞在し、一一月一四～一五日の「身体障害者」スポーツ大会への出席のために、皇太子アキヒトおよびミチコが沖縄を訪問する。

前号まで我々は、沖縄闘争における基本的立場を明らかにし、天皇訪沖のねらいを暴露してきた。本号では、国体の問題と四・二九天皇発言に焦点をおいて、天皇訪沖の意味をさらに突っ込んでみよう。

国体の政治的機能

天皇ヒロヒトは、国体出席を名目に沖縄を訪問する。この国体（国民体育大会）とは何か。

国体は、一九四六年、「敗戦で荒廃した国民生活に活力を与える」ことを目的として開始された。大日本体育協会主催、後援が文部省および地元府県で、第一回国体は京都を中心に開催されたのである。第二回大会から、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱が行われるようになる。

四八年の第三回大会から、現在のように同一年内三季の大会、都道府県対抗方式が確立するとともに、天皇・皇后両杯を「下賜」する形がつくられた。

五五年、国体開催基準要綱が制定され、その中で「国旗掲揚を式典に取り入れる」ことが明文化された。同年の第一〇回大会から、日本体育協会（もとの大日本体育協会）と文部省、開催都道府県の三者共催となり、文字通り国体は国家的行事となる。

そして六四年の第一九回大会（新潟）以降、完全なる〝八百長〟に基づく開催県総合優勝がスタートし、これまで例外なく続いている。

戦後、〝戦争で被害を受けた国民を慰め、復興を励ます〟（後に見る四・二九発言と瓜二つである）と称して、天皇ヒロヒトは四六年から五四年まで「地方巡幸」をくりかえし、「本土」の全都道府県に足を踏み入れた。開催要綱による国体は、この「地方巡幸」の形を変えた継続ということができよう。そうであるが故に、開催地総合優勝つまり天皇・皇后両杯持ち回りの仕組みが必要となったのである。

このように見てくるならば、「日の丸・君が代」で始まり開催地が天皇・皇后両杯を受け取ることで終わる国体は、「象徴天皇制」――「国民統合（日本ブルジョア国家支配と読め！）の象徴」としての天皇――を承認させ、定着させるきわめて政治的な機能をはたしてきたことがわかる。

また、国体は、自衛隊の宣揚と大衆的認知の舞台でもあった。自衛隊の国体への動員は五七年第一三回大会から開始され、六四年東京オリンピックをバネとして、〝自衛隊ぬきで国体はできない〟という神話がつくり出されているのである。

沖縄が初めて国体に参加したのは、サンフランシスコ条約が発効した五二年第七回大会であった。そして今、「地方巡幸」からはずされ、以降もヒロヒトが足を踏み入れることができなかった沖縄で、もっとも反天皇・反自衛隊の感情が蓄積されている沖縄で、最後の開催地として天皇出席による国体が開催されようとしているのだ。このことの政治的意味は明らかではないか。

「慰め、ねぎらい、励ます」攻撃を粉砕せよ

西銘知事は、七月四日に自衛隊との協力協定の覚書を交わし、七月二〇日、宮内庁で、天皇の国体開会式（一〇月二五日）への出席と国立戦没者墓苑、県立平和祈念堂訪問を要請した。その後の記者会見で西銘は、次のように語った。

「去る大戦で戦没された多くの県民のみたまを慰めていただきたい。また戦後、苦難に耐えて県民挙げて築いてきた沖縄の姿を見ていただきたい。これで日本の戦後、沖縄の戦後が終わるとの気持ちだ」

西銘はことあるごとに「沖縄の戦後を終わらせる」と口にしてきた。「沖縄の戦後を終わらせる」とはどういうことか。

「基地の島」という沖縄の現実を終わらせることではもちろんない。また、「本土」との同質化の完了でもないことは明らかである。なぜなら、それは「振興開発」をはじめとする「特別措置」が不要になったことを宣言することと同義だからである。西銘がいう「沖縄の戦後を終わらせる」とは、「ヤマトンチューになりきれないウチナンチュー」の心情を解体し、「ヤマトンチューに負けない日本人」へと沖縄人民を改造することにほかならない。天皇訪沖はそのための絶対的要件なのだ。

「（念願の沖縄訪問が）実現することになりましたならば、戦没者の霊を慰め、長年県民が味わった苦労をねぎらいたいと思っています。できるだけ県内の実情を見て回りたいと思います。そして、これからも県民が力を合わせ、困難を乗り越えて、県の発展と県民の幸福のために努めてくれるように励ましたいと思います」

天皇は、四月二九日の誕生日記者会見でこのように語った。一方、沖縄の記者クラブが①「天皇メッセージ」（GHQへの琉球弧売り渡し提案）の真偽②「戦争責任」について、など四点の質問項目による来沖の際の天皇記者会見を要求したことに対し、宮内庁は「天皇は政治や外交にかかわる問題について発言することを厳に慎んでいる」なる回答で門前払いしたのである――七四年訪米後の記者会見でも天皇は、「戦争責任」について、「そういう言葉のアヤについては、私は、そういう文学方面は余り研究もしていないのでよくわかりませんから、そういう問題についてはお答えできかねます」と述べた。

天皇の四・二九発言の中に核心は含まれている。「慰め、ねぎらい、励ます」ということである。

第一に、天皇が「戦没者の霊を慰め」ることによって、戦死者の「英霊」化、沖縄戦の「聖戦」化をおしすすめることである。

七九年、宮内庁と「県当局」は、戦跡地摩文仁に国立沖縄戦没者墓苑を設置し、この間、厚生省、「県当局」などによって、全島にちらばった沖縄戦死者の遺骨はここにかき集められてきた。天皇ヒロヒトはまっさきにここに参拝することになっている。

沖縄の差別・抑圧―軍事支配の究極的表現である沖縄戦こそ、「国体護持」のための〝捨て石決戦〟を強要されたものとして、「平和主義者天皇」「終戦の聖断」という神話をもっとも鋭く突くものにほかならない。それ故、自らの〝恥部〟を隠蔽するためにも、摩文仁への天皇参拝は重大な儀式なのだ。沖縄戦を「聖戦」として賛美し、戦死者を「英霊」として讃えるかたちで戦後の沖縄人民の闘いの原点ともいうべきところに踏み込み、それを解体するということなのである。

また、天皇が通例の護国神社参拝ではなく摩文仁参拝を行う点に留意する必要がある。沖縄戦が「国内唯一の地上戦」であったことによって、沖縄には各県遺族会のものなど種々の慰霊碑がある。これらを国立戦没者墓苑に統合し（沖縄人民を楯にし、虐殺まで行った皇軍戦死者と楯にされ虐殺された沖縄人民戦死者の反動的一体化である）、これまで靖国神社に統合されきることはなかった沖縄の反戦平和遺族運動をも組み込み、摩文仁を〝南の靖国〟としてねらいを右記のことは示している。

第二に、「長年県民が味わった苦労をねぎら」うことによって、これまでの歴史を反動的に清算することである。

天皇制国家による侵略的併合としての「琉球処分」、徹底した皇民化と沖縄戦、戦後の売り渡しと米軍政支配、「返還」後の日帝による支配等々の苦難を沖縄人民は強要されてきた。なかでも、沖縄戦と米帝への売り渡し

〈7頁につづく〉

税制改革法案を粉砕せよ

七月三一日、中曽根内閣は、減税とマル優廃止をだきあわせた税制改革四法案を決定し、国会に提出した。それは、五月に廃案となった六法案から売上税部分と法人税増税部分だけをカットし、わずかに手直しを加えただけのものである。

所得税減税は今年度分だけに限られ、税率構造としては、旧法案で最低税率一〇・五%の適用範囲が課税所得五十万円以下だったのを百二十万円以下まで拡大したが、最高税率の一〇%引き下げなどの金持ち優遇の性格は変わっていない。

マル優廃止では、①老人などに特別マル優三百万円も非課税とする②財形貯蓄（住宅、年金）の課税を一〇%から五%にする③実施時期を今年一〇月一日から来年一月一日に延期する――という点が旧法案に手を加えたところで、非課税制度を廃止し、すべての利子所得に一律二〇%源泉分離課税するという根幹はそのままである。

中曽根としては、減税はマル優廃止の呼び水にすぎず、マル優廃止が税制改革法案の柱であることは言うまでもない。

マル優廃止が、これまで非課税であった少額貯蓄者にとっては大増税で、これまで三五%の税金を払ってきた高額貯蓄者にとっては大減税であることはだれにでもわかることである。マル優廃止には、ブルジョアジーのための国家の費用をよりいっそう労働者大衆から強制徴収するという意味でも、ブルジョアジーや資産家を直接利するという意味でも、徹頭徹尾ブルジョアジーの利益が貫徹されている。

このことはまた、中曽根が、不正利用をマル優廃止の理由に掲げながら、不正防止のための限度管理強化に反対していることにも示されている。中曽根は、「一律課税で摘発はしません」というのが「自由主義経済」のするぞ」とうそぶき、資産家の不正の摘発は"自由主義経済"（資本主義経済）のためにならないといっているのだ。

このようなマル優廃止に労働者が反対しなければならないのは当然である。だがそれは、社共などのようにマル優制度を絶対化する立場からではない。税制についての労働者階級の当面の要求は、一切の間接税の廃止と、すべての所得の完全な捕捉に基づいた徹底して累進的な総合課税である。今回提出された法案のマル優廃止（一律分離課税方式）は、累進的総合課税の原則と真向から対立する。

社共は、マル優廃止反対を叫びながら、マル優制度の本質については目を閉ざしている。彼らはただ、ブルジョアジーのおこぼれにあずかり、それを大事にするという立場から、マル優制度を守れと叫んでいるにすぎない。そのために共産党は、次のような珍論までもちだす。

「国民の（！）マル優利用は、老後や生活不安のために国民がやむをえず勤労所得、生活費を削ってたくわえているものであり、『資産』などと呼ぶべきものではまったくありません。その額も、一世帯当たり平均で五百万円弱とマル優枠九百万円の半分強でしかありません。／政府、自民党がこれを"資産"＝不労所得呼ばわりして、"不公平是正"などというのは、まさに奇弁で国民をだまして増税をおしつけるもので、それこそ『不公正』そのものです」（七月二八日付『赤旗』）

不正利用している「一部金持ち」も「国民」なのだが、そのことはおいておこう。共産党がなんと言おうと、政府・自民党が一律課税しようとしている利子所得は、労働者のものであっても、不労所得であることは明らかではないか。共産党は、こんなこじつけをもって、不労所得に対して革命的批判を行うべき労働者階級の目をくもらせる役割をはたしているのだ。彼らは、「国民」という言葉で、小資産家（小ブルジョア）の利益を代弁しているのである。

労働者階級は、先に述べた要求が実現されるならば、利子所得への免税などに拘泥しない。否、むしろ、自らマル優制度を廃止し、利子所得への（さらには不労所得一般への）重税を求めるであろう。

中曽根が減税とだきあわせでマル優廃止を強行せんとしていることのねらいは、減税をエサに野党を税制改革の土俵にひきずりこみ、本命である大型間接税導入のための地ならしを行うことにある。ブルジョアジーにとっては、増税以外に財政危機に対処する方策がないのである（別稿参照）。

社公民三党は完全にこの土俵に乗っかってきた。彼らは、「直間比率の見直し等」の早期実現をうたった衆院議長あっせん（四月二三日）を受けて、自民党とともに税制改革協議会（税制協）を設置し、この二カ月間、十二回にわたって協議を重ねてきた。その経過と内容をまとめた「中間報告」が七月二四日に衆院議長に提出され、中曽根内閣はそれを受けて税制改革法案を打ち出したのである。社公民の協力がなければ、これほど簡単にマ

「積極財政」への転換示す新行革審緊急答申

七月一四日、臨時行政改革推進審議会（新行革審）は、「当面の行財政改革の推進に関する基本的方策について」と題する緊急答申を中曽根首相に提出した。この緊急答申は、中曽根がベネチア・サミットで掲げた六兆円の補正予算―「積極財政」への転換に"お墨付き"を与えたものにほかならず、"財政再建なき大増税"の路線を明確にしている。

答申は、「いかなる場合にあっても、財政の出動を理由に行政改革を後退させたり、財政再建の努力を放棄するようなことはあってはならない」と言いつつも、「内需拡大」の必要性を強調し、「内需拡大を図るに当たって、その起爆剤として財政面からの刺激が重要である」、「臨時・緊急の措置として公共投資等の拡大をおこなう。これについては…概算要求基準は適用しない」と述べており、これが答申の"目玉"である。来年度予算において、投資的経費が七年ぶりに実質プラスとなることは確実であろう。

言うまでもなくこの「公共投資の拡大」は、「経済構造調整の推進に資するよう努め」、「社会資本整備において民間能力、民間資金の活用等を積極的に図る」というように、日本独占資本の利益を満足させ、貫徹するものにほかならない。

答申はまた、軍事費などの突出を許容する一方で、「制度・施策の改革合理化」と称して、①社会保障②文教③農政などの削減・縮小を踏襲している――①では、「年金制度の一元化」、国保の抜本改革、国立病院の統廃合、福祉への「民活」導入と負担増、②では、「義務教育費国庫負担金等の見直し」、私学助成の縮小、「国立大学の組織・運営の見直しと学生納付金の適正化」、③では、「農業保護助成の見直し」、生産者米価の引き下げ、等。

さらに答申は、「税制について、所得、資産、消費の間に適切な課税のバランスを確保する等速やかにその抜本的改革を推進する」と、大型間接税を柱とした大増税を内容とする税制改革の強行を宣言しているのである。

財政危機の責任と犠牲を労働者大衆に転化・強制し、もって独占資本の利益を貫徹することを提案する新行革審の階級的性格は明白であろう。そして、（独占）資本主義を前提とするかぎり、「内需拡大」とはこのようなものでしかありえない。

しかしながら、「積極財政」への転換の先取りであり、緊急答申が"お墨付き"を与えた今年度の補正予算そのものが、財政危機の拡大の不可避性を示している。大型補正予算で昨年度を上回る建設国債を増発することによって、補正後の予算額に対する国債依存度は二一・一%となり、当初予算の一九・四%を超えている。「積極財政」が本格化する来年度予算以降、いわゆる「財政硬直化」はいっそう強まらざるをえない。

このことがまた、独占ブルジョアジーをして「増税なき財政再建」の看板をなげすてさせ、大増税への道を走らしめているのである。

ル優廃止を再びもちだすことはできなかったであろう。しかも、このような事態になってもまだ、「われわれは、引き続き、国民の期待に応えうる税制改革案の策定について熱心な協議を続ける決意である」（社公民の「税制改革協議会『中間報告』に関する共同見解」）と、自民党との協調を続けるつもりなのである。

社公民三党は、公明・民社両党が減税に重点をおき、社会党も総評から減税を優先せよとつきあげられており、今後は、マル優廃止反対をたな上げし、国会内で減税の額などについて自民党となれあうことに終始してしまうにちがいない。マル優廃止に対して、売上税粉砕闘争協議会のような共闘組織を再びつくる見込みがないことも、このことを裏付けていよう。

税制協から排除された共産党は、それを「国会軽視」として批判しているにすぎない。だが、おしゃべりとなれあいの場という点で、税制協と国会とがどれほど異なるというのか。彼らは、「マル優廃止阻止に全力をあげる」と言っているが、それは、先に見たように、労働者を小ブルジョアの尻尾にくっつける運動でしかないのである。

先進的労働者は、「一切の間接税廃止、高度の累進的総合課税」の要求を鮮明にし、社共などとはっきり区別された税制改革法案粉砕闘争を組織していかなければならない。大型間接税導入―大増税策動を打ち砕け！

〈5頁からつづく〉

戦後労働運動の総括のために ⑨

「春闘方式」確立の意義(中)

春闘の中核となった五単産共闘会議は、太田が反高野カンパを目的として作ったものであり、炭労、合化、私鉄、電産、紙パが参加していた。しかし、五単産共闘の任務はそれだけではなかった。それは、労働者大衆の下からのつきあげが激しかったため、自分の組織の大衆をなだめることであった。「五単産共闘の線で共闘することになっているから、独走することは、共闘のたてまえからできない」というように。つまり、労働者大衆の闘争力を封じ込める役割を果たしたのである。

五五年の春闘は、五単産共闘と、電機労連、全国金属、化学同盟を加え八単産共闘として実現した。

総評は、日経連の「賃金ストップ政策」に対して、賃金ストップ打破として春闘を闘った。しかし結果は、どの単産も定期昇給あるいはそれ以下でおしきられたのであった。これは、賃上げ闘争を「定期昇給制」の枠内におさえこもうとする資本の攻撃への屈伏でしかなかったのである。

総評は、「共闘」を中心とする第一波闘争は賃金ストップの厚い壁を破って、大きな成果をあげたといった。これに対して日経連は、「労使ともに陰惨な闘争を回避した」ことを讃え、「二%ないし五%のベース・アップが昇給という形で解決された…マ・バ方式や理論生計費方式をやめ、利潤分配闘争に移った」とし、また、「太田はムリな賃上げ、ムリな闘争は、いずれも組合を分裂させるものと考えており、とれるものからとっていくという立場だ」と大いに賞賛したのであった。

五六年の春闘は、規模が拡大し、八単産共闘に加えて官公労も参加した。総評は、この春闘を「賃上げを中心とする生活防衛の闘い」であるとし、特に、最低賃金制の闘争および生産性向上運動反対に力を入れるとした。そして太田は、「こんどの闘争は、二・一スト以上の大闘争になる」と言った。

しかし、岩井事務局長が「われわれは春闘を『生産性向上の要求』と考えている…性向上が、われわれの賃上げによって、はじめてその第一歩をふみだす」（五六年一月三〇日付『一橋新聞』）と書いているように、総評の方針は、労働者大衆の不満をやわらげるためのポーズでしかなく、内実は資本の意にそったものであることが明らかであった。

二月中旬より、国労、官公労の第一波実力行使が開始され、春闘は始まり、その後、私鉄、合化、全鉱等も突入した。しかし、常任戦術委が三月二三日の第五波闘争の戦術協議に入った時には、すでに大手では半数が妥結に至っており、公労協においても、徹夜断交の結果、二四日の実力行使の日には、国労、機労（後の動労）、全電通が賃上げについての具体的回答がないまま妥結に至ってしまうのであった。

このような状況の中で、三鉱連―三池労組を中心とした炭労は、もっとも激しく長期に闘った。だが、資本によるロックアウト攻撃や職場部分ストに対しての賃金カット攻撃がしかけられ、また、日経連が「全産業資本は総力をあげて炭鉱経営者に協力」することを決定する中で、炭労総体は四月二日に、三池労組は四月一五日に、妥結したのである。三池労組の妥結内容は、数多くの職場要求をかちとったとはいえ、職場団交権と部分ストに対する賃金カットに対しては譲歩するというように、基本的には敗北であった。

五六年の春闘は、有利なところを先行させることによって春闘相場を形成するという、いわゆる「トップバッター方式」が採用される等、春闘の基本的な型をつくりだした。しかし、経過が示す通り、結果的には先行順に次々と闘争体制を崩すことによって、もっとも厳しい攻撃を受けていた炭労をおきざりにし、三池を単独闘争においやり、敗北へ導いたのである。

七月九日、中曽根は「天皇陛下が沖縄に行幸される歴史的な秋である。要望があれば、陛下にお供して参上したい」と語った。これは、中曽根が自らの政治理念を宣伝するチャンスであるというにとどまらず、政治を〝超越〟しているかに装う天皇をテコとし、それを政治的・国家的に意味づけていくという日帝ブルジョアジーの意図を示している。

天皇訪沖は、差別・抑圧―軍事支配に対する沖縄人民の闘争をおしつぶし、日帝の沖縄支配を貫徹するための一大転換点となる攻撃である。「本土」プロレタリアートにとって、ブルジョア独裁への自らの隷属の〝象徴〟である天皇が沖縄を訪問することに手をこまねいていることは、日帝ブルジョアジーの協力者となることを意味する。沖縄・琉球弧人民の分離の自由を承認し、ヤマト民族主義・天皇主義と闘い抜くことなくして、沖縄人民との連帯はありえない。

天皇を前面化した暴力的・国家主義的攻撃を粉砕せよ！　天皇の「戦争責任」「戦後責任」を追及する「本土」プロレタリアートの運動を打ち固め、天皇制度廃止の要求と結びつけよ！　あらゆる機会をとらえ、場を利用し、天皇・皇族訪沖反対の煽動を行え！

東芝機械ココム違反事件について

経過と背景

四月二〇日、警視庁は、東芝の五〇％出資子会社、東芝機械を外為法違反容疑で強制捜査した。

その理由は、一九八四年六月ごろ船舶推進用プロペラ表面加工機械を作動させるためのコンピュータプログラムをソ連に不正輸出したというものだ。一九八二年から八三年にかけて、加工機械はすでに四台（輸出価格、約三七億円）輸出していた。この時、東芝機械はココム（対共産圏輸出統制委員会）の規制を逃れるために、輸出申請書を偽造した。九軸制御可能なものを二軸しかできないものとして許可をうけ、輸出していたのだ。

東芝機械は、すでに三月に米国防総省からココム違反があると指摘されていた。今回の強制捜査の直接的契機は米国政府からの情報であったとされている。東芝機械が輸出した加工機械は原子力潜水艦のスクリュー音を小さくするために使用され、その結果「西側」の安全に脅威となったと、米政府・議会は主張している。

"事件"は発展に発展を重ねた。

まず、五月一五日には、通産省が行政処分を実施した。当の東芝機械には「社会主義」国十四カ国向け輸出の一年禁止、輸出の仲介をした伊藤忠商事には同じく三カ月の禁止というものである。東芝機械に対する処分は、外為法での上限であり、従来の例からすれば非常に厳しいものだった。通産省からの要請によって東芝機械の社長は引責辞任、親会社である東芝の会長、社長も辞任に追込まれた。

アメリカの議会では、上・下両院の両方で、東芝制裁の法案が可決された。その内容は、東芝グループの全製品の米国への輸入、政府調達、契約を禁止するものである。

米議会の東芝制裁の叫びには凄いものがあり、この間の保護主義的傾向を一挙に噴出させたと言える。

日本政府は、田村通産相を七月一四日から一八日まで事実上の首相特使として米国に派遣した。"東芝事件"が、米国をはじめとした「西側」諸国の安全に対し、重大な損害を与えたことを陳謝すると同時に、今の臨時国会に外為法の改正案を提出し、ココム違反の再発防止に努めることを表明した。

現在、日帝ブルジョアジーは、米政府・議会の攻勢に押しまくられているように見える。さて、その背景は何であろうか。

まず第一に、日米経済対立の激化である。

工作機械業界では、輸出の面で、米国は一九七七年にすでに日本に追い越された。八〇年代に入ると、アメリカの生産高は急減した。日本の工作機械輸出にしめる米国向けの割合は、一九八一年に約五〇％に達した。このため米国の業界は、輸入制限の要求を数年前から出しており、昨年一一月に、日本は米国への輸出を自主規制することを決定した。ちなみに米国の工作機械が、国際的競争力を保っているのは、兵器と航空機用の大型工作機械だけだと言われている。

第二に、米帝にとって、日帝の「西側」同盟国内での軍事的負担の低さへの不満である。ハンター米下院議員のスタッフは、「経済大国・日本が軍事支出面での責任分担とリーダーシップの自覚がない。（"東芝事件"は）起こるべくして起きた」と発言している。

第三には、米帝がSDI（戦略防衛構想）を積極的に進めるにあたって、高度な軍事技術の独占的集中がどうしても必要であるからだ。

「ハイテクノロジーの核心」と言われるICの生産技術では、日本は米国をしのぎつつあり、日本の高度技術がソ連・中国等へ流出するのではないかという警戒感が米国で高まっていた。

米政府は、議会の保護主義をも利用して、ココム規制を日帝に迫ったのだ。

「トラの尾をふんだ」と呼ばれるココム規制とは何なのか。

ココムと米帝のねらい

ココムは、一九四九年、NATO結成と同時に発足した。事務局はパリに置かれたが、所在地、電話番号等はいっさい外交秘密とされた。当初NATO加盟の一二カ国が参加し、一九五二年日米安保条約の発効と同時に日本も加盟した。

いちおうは法的効力を全く持たない「紳士協定」である。しかし実質的に、米帝の戦後の世界支配戦略のために、「社会主義」国諸国の軍事力強化に結びつく「戦略物資」の輸出を禁止、あるいは規制する役割を果たしてきた。つまり、その実態は、加盟国間で「禁輸」、「規制」品目＝ココムリストを決定する政府間協定機関である。

ココムは、当初四〇〇品目を禁輸リストにあげていたが、現在は約一七〇品目だと言われる。流れとしては、規制緩和の方向にあった。戦後、西欧諸国（諸列強）が経済発展をとげ、対「社会主義」国貿易のシェアを高めるとともに、禁輸緩和を要求したのである。

ソ連・東欧と「西側先進国」との間の貿易は、六〇年代、七〇年代と二〇年間以上にわたって増加してきた。八一年には、初めて減少に転じた。それは、東欧諸国の累積債務問題の発生や、ソ連のアフガニスタン侵攻による米ソ対立の激化によるものだった。しかし、帝国主義ブルジョアジーにとって過剰資本の投下先は、「社会主義」国といえども、その対象であり、資本の本性を抑圧することはできない。

一方、米帝にとってココムは、軍事技術を独占するための機関であった。軍事技術の独占は、世界の盟主たりうるための重要な要素であった。

現在、相対的地位の低下の中で米帝は、ココム規制強化を利用して、ソ連をもまきこんだ列強間の市場再分割戦での競争力の回復を狙っている。

国益・国防主義の合唱を許すな

日本政府といえば、"転んでもただでは起きない"精神で、国家機密法の再提出や防衛力増強の姿勢を示し、"東芝事件"を逆手にとっている。

このような動向に乗っかってしまっているのが、排外主義的な諸政党である。

民社党は、「いずれにせよ東芝機械のこの行為は、ソ連の戦力を強め直線的に我が国の安全を脅かすものだ」（七月一七日付『週間民社』）と露骨に国防主義を披露している。

「こうして米国の外圧に屈していくならば、日本企業は「社会主義国」向け一般輸出の面で打撃を受ける。日本は反論すべきは反論していく必要があろう」（七月一〇日付『公明新聞』）、「経済外交は一国の外交政策の重要な要素であり、その否定は経済主権の放棄に等しい」（七月一四日付『社会新報』）、社・公とも、ココム規制に反対することで、日本の独占資本の立場を擁護しているのである。

日本共産党はどうか。

「ココムは、その根源にある日米軍事同盟とともに、日本の『貿易の自由』を侵害し、経済の自主的で、つりあいの取れた発展を妨げる要因になっている」（七月八日付『赤旗』）と主張している。

たしかに"東芝事件"は米帝の日帝たたきであり、そのように見える。だからといって労働者階級は日帝を擁護できない。独占資本家のための「貿易の自由」も擁護する必要はない。それは資本への隷属を意味するだけだ。

今回の"事件"の特徴は、日米経済対立の激化が「軍事技術」の「流失」を媒介にして、政治的対立へと発展したことにある。つまり、台頭している日帝への米帝のまきかえし策であり、それは必ずしも日帝の一方的屈服を意味しないのだ。

闘う労働者の政治新聞
マルクス・レーニン主義通信
毎月10日発行・1部200円
年間定期購読料3200円(郵送料共)